

令和2年度災害共済給付契約に係る契約締結期限及び共済掛金の支払期限の延長等に関するQ&A（5月1日現在）

Q1 「令和2年度支払期限等の延長予定書」（以下、「予定書」という。）の提出をもって延長が認められるのか。

A 基本的には、本予定書をもって延長を認める予定です。

5月下旬頃になると思いますが、正式にセンターから手続きに関する文書を発送させていただきますので、ご留意ください。

Q2 本予定書を提出した後、延長を認める、認めないの回答は、いつもらえるのか。

A 5月下旬頃になると思いますが、センターから手続きに関する文書を発送させていただきますので、ご留意ください。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

Q3 本予定書の「理由がやむ日」を記載した場合、いつまで支払期限が延長されるのか。

A 平成28年度の熊本地震の際は、やむを得ない理由がやんだ日から2ヵ月以内に限り支払期限を延長しました。今回も、そのようになると考えられます。

政省令等（政令、省令及び業務方法書）の改正については、5月中下旬頃までには決定すると思っておりますので、決定次第、文書にて連絡するとともに、ホームページ等でも周知する予定です。